

なぜいま

少年法

をかえる必要があるの？



「少年法適用年齢引下げ」が社会にもたらすもの

少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることの是非について、法制審議会少年法・刑事法部会で議論がされています。議論では、主に法律上の成人年齢の統一との観点が主張されるとともに、18歳、19歳について、検察官が不起訴処分等にして一旦は刑事手続が終わったあと、改めて家庭裁判所で裁判を受ける等の処分が検討されていますが、少年事件の件数が減り、また、少年法が十分に機能している中で、今、少年法をかえる必要があるのでしょうか。

本集会では、脳科学の知見やアメリカの少年司法を研究されている立命館大学大学院法務研究科山口直也教授に、この問題が、非行を犯した少年のみならず、少年事件に関わっている家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、さらに、社会全体にどのような影響をあたえるか等について、わかりやすくお話しいたします。

また、現在の少年法がどのように変わってしまうかを、山崎健一弁護士（神奈川県弁護士会）に問題提起いただいたうえで、少し議論の時間をもちたいと考えています。

ぜひ、ふるってご参加ください。

2019 年 9 月 13 日（金）18:00-20:30（17:30 開場）

場 所：札幌エルプラザ3Fホール / 札幌市北区北8条西3丁目（札幌市男女共同参画センター）

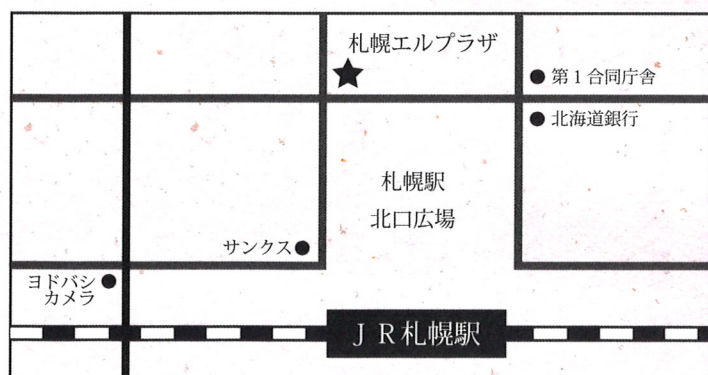
参加料：無料（申し込み不要） 定員320名

概 要： ○ 基調講演「脳科学と少年司法」

山口直也さん（立命館大学大学院法務研究科教授）

○ 問題提起

山崎健一さん（弁護士・神奈川県弁護士会）



主催：札幌弁護士会

共催：日本弁護士連合会・北海道弁護士会連合会

お問合せ：札幌弁護士会 011-281-2428

【プロフィール】

山口直也 さん

立命館大学大学院法務研究科教授（刑事訴訟法、少年法）

熊本県出身。

1994 年 9 月一橋大学大学院法学研究科公法・刑事法専攻の博士課程後期課程単位取得。

一橋大学日本学術振興会特別研究員、山梨学院大学法学部助教授・教授、

山梨学院大学大学院法務研究科教授、神戸学院大学大学院実務法学研究科教授、

米国ペンシルバニア大学ロースクール客員研究員、

米国フロリダ大学ロースクール客員研究員等を歴任。2010 年 4 月から現職。

日本における神経法学の基盤研究、脳科学と少年司法に関する研究、

アメリカ少年司法の研究等に従事。

著書・編著に、「脳科学と少年司法」（2019 年 8 月、現代人文社）、

「新時代の比較少年法」（2017 年 3 月、成文堂）、

「子どもの法定年齢の比較法研究」（2017 年 2 月、成文堂）、

「少年司法と国際人権」（2013 年 12 月、成文堂）等。

【プロフィール】

山崎健一 さん

弁護士

神奈川県出身。

1993 年弁護士登録（神奈川県弁護士会）。日弁連子どもの権利委員会所属。

子どもの権利（ドメスティックバイオレンスやストーカー問題を含む。）や

少年事件に関する問題に注力されている。少年法適用年齢引下げが議論されている

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会委員。

日本弁護士連合会

年齢の定めは目的ごとに 民法の成年年齢とは別！

- 「国法上の統一」ではなく、少年法の趣旨・目的（立ち直り・再犯防止）から考えるべき！
- 他の法律は目的に応じて適切な年齢を定めている
飲酒・喫煙・競馬など 20 歳 維持（目的＝健康・青少年保護・非行防止）

少年法の対象から外れる 18・19 歳の更生を阻害します

現行少年法の対象者＝約半数が 18・19 歳

